

吸収分割公告

令和 5 年 10 月 27 日

債権者各位

東京都港区元赤坂一丁目 5 番 5 号
株式会社エイブル
代表取締役 吉田 晴雄

当社（以下「甲」という。）は、吸収分割により株式会社エイブルホールディングス（東京都港区元赤坂一丁目 5 番 5 号、以下「乙」という。）の香港海外事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は、乙と株式会社エイブル&パートナーズとの間の令和 5 年 9 月 29 日付会社分割契約の効力発生を条件として効力を生じるものとし、令和 5 年 12 月 1 日とする。甲の取締役会の承認決議は令和 5 年 9 月 25 日、乙の取締役会の承認決議は令和 5 年 9 月 28 日に終了しております。

本会社分割は、甲においては、会社法第 796 条第 1 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しており、乙においては、会社法第 784 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）<http://www.able.co.jp>

（乙）<https://www.able.co.jp/holdings/>

以上